

恵庭市花の拠点設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 9 日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第 8 号

恵庭市花の拠点設置条例施行規則の一部を改正する規則

恵庭市花の拠点設置条例施行規則（令和 2 年規則第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
<p>第 1 条～第 2 条（略）</p> <p>（使用料等の徴収方法）</p> <p>第 3 条 条例第 4 条第 5 項の規定による使用料は前納しなければならない。（センターハウス（子ども用の遊戯に供する部分を利用する場合に限る。）に係るものを除く。）ただし、国、地方公共団体及びその他相当の理由があると認められる場合はこの限りではない。</p>	<p>第 1 条～第 2 条（略）</p> <p>（使用料等の徴収方法）</p> <p>第 3 条 条例第 4 条の 2 の規定による使用料は前納しなければならない。（センターハウス（子ども用の遊戯に供する部分を利用する場合に限る。）に係るものを除く。）ただし、国、地方公共団体及びその他相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>（使用料の減免の基準、割合及び手続）</p> <p>第 3 条の 2 条例第 4 条の 3 第 2 項の規定による使用料の減免の基準及び割合は、別表のとおりとする。</p> <p>2 同項の規定による使用料の減免の手続については、恵庭市都市公園条例施行規則（平成 7 年規則第 4 号）第 7 条第 1 項及び第 3 項の規定を準用する。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、条例第 4 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 5 号に該当する場合は、恵庭市都市公園条例施行規則第 7 条の申請書の提出及び許可書の交付を省略することができる。</p>

現行	改正案								
<p>(指定管理者による管理に係る準用)</p> <p>第 4 条 条例第 8 条 の規定により施設等の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が行う手続き等については、この規則の規定に準じて行うものとする。</p>	<p>(営利目的の定義)</p> <p>第 3 条の 3 条例別表第 1 に規定する「営利目的」とは、次の各号のいずれかに該当する使用をいう。</p> <p>(1) 営利を目的とする法人(会社法(平成 17 年法律第 86 号)に規定する会社その他営利を目的とする法人をいう。)又は個人事業者が、その事業活動の一環として行う使用</p> <p>(2) 商品若しくは役務の販売、提供、宣伝、広告その他営業活動を目的とする使用(無償の場合を含む。)</p> <p>(3) 入場料、参加費その他料金を徴収して行う使用で、特定の個人又は法人の利益を目的とするもの</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が営利目的の使用と認めるもの</p> <p>2 前項の規定の適用に当たっては、使用の名目又は形式にかかわらず、その実質により判断するものとする。</p> <p>(指定管理者による管理に係る準用)</p> <p>第 4 条 条例第 9 条第 1 項の規定により施設等の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が行う手続き等については、この規則の規定に準じて行うものとする。</p> <p>別表(第 3 条の 2 関係)</p> <table border="1" data-bbox="810 1541 1385 1989"> <thead> <tr> <th>減免基準</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 恵庭市又は恵庭市教育委員会が主催し、又は共催する事業に使用するとき</td> <td>5 割</td> </tr> <tr> <td>(2) 指定管理者が主催し、又は共催する事業に使用するとき</td> <td>10 割</td> </tr> <tr> <td>(3) 市内の学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164</td> <td>5 割</td> </tr> </tbody> </table>	減免基準	割合	(1) 恵庭市又は恵庭市教育委員会が主催し、又は共催する事業に使用するとき	5 割	(2) 指定管理者が主催し、又は共催する事業に使用するとき	10 割	(3) 市内の学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164	5 割
減免基準	割合								
(1) 恵庭市又は恵庭市教育委員会が主催し、又は共催する事業に使用するとき	5 割								
(2) 指定管理者が主催し、又は共催する事業に使用するとき	10 割								
(3) 市内の学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164	5 割								

現行	改正案	
	号)第 7 条第 1 項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園が教育及び保育活動等のために使用するとき	
	(4) 市内の社会教育関係団体、学校教育関係団体、社会福祉関係団体、労働団体、産業経済団体、ボランティア団体又は町内会等の公益的団体が営利を目的としない活動に使用するとき	5 割
	(5) 災害時等緊急避難場所として使用するとき	10 割
	(6) その他市長が必要と認めたとき	5 割
	備考 センターハウス(子ども用の遊戯に供する部分)の使用料については、条例第 4 条の 3 第 1 項ただし書の規定により、第 3 号及び第 4 号の減免は適用しない。	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

